

## 免税軽油制度の継続に関する意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末日で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾等を使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にもはかり知れない影響を与えることとなります。

よって、国会及び政府におかれては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月19日

長岡市議会議長 丸 山 広 司

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、  
経済産業大臣、国土交通大臣